

発議第 3 号

旭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 及び旭市議会会議規則（平成 17 年旭市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 21 日 提出

旭市議会議長 飯嶋 正利 様

提出者 旭市議会

議会運営委員会委員長 林 晴道

旭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

旭市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年旭市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項本文中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。